組合販路開拓支援事業

補助金交付規程

平成30年6月11日制定

群馬県中小企業団体中央会

組合販路開拓支援事業補助金交付規程

（趣　旨）

第1条　群馬県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、内外経済環境の変化に対応するため、新たな販路開拓、若しくは販路開拓に資する調査研究等の事業に取り組む中小企業組合に対し、この規程に定めるところにより事業に要する経費の一部に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第2条　組合販路開拓支援事業（以下「本事業」という。）による経費の補助は、中央会会員たる事業協同組合、事業協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会又は生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が次の各号に掲げる内容の事業を実施するのに必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、群馬県中小企業団体中央会会長（以下「中央会会長」という。）が必要かつ適当と認めたものについて行う。

（1）新たな販路開拓（共同広告又は宣伝、展示会等の開催）

（2）販路開拓に資する各種調査・研究開発（先進地視察を含む）

2　前項各号の場合において、講習会又は研修会の開催のみを目的とする事業は、補助対象外とする。

（補助額）

第3条　中央会が交付する補助金の額は、予算の範囲内において定額（1組合あたり上限12万円（税抜））とする。

（補助金の交付申請）

第4条　組合は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書（正1通）を中央会会長に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第5条　中央会会長は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により組合に通知するものとする。この場合において、中央会会長は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付の決定をすることができるものとする。

（申請の取下げ）

第6条　組合は、第5条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、申請の取下げをすることができるものとする。ただし、申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

（補助事業の内容の変更）

第7条　組合は、補助事業の内容を変更しようとする時は、あらかじめ様式第3による内容変更承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条　組合は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4による中止（又は廃止）の承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の届出）

第9条　組合は、補助事業が予定の期間内までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難になったときは、すみやかに様式第5による事故報告書（正1通）を中央会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条　組合は、補助事業の完了後10日以内（ただし第8条の規定により、補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から5日以内）、又は平成31年2月28日から10日以内のいずれか早い日までに、関係書類を添えて様式第6による実績報告書（正１通）を中央会会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条　中央会会長は、第10条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、様式第７による補助金額確定通知書により組合に通知するものとする。

（精算払いの請求）

第12条　組合は、第11条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた日から10日以内に、様式第8による精算払請求書（正１通）を中央会会長に提出し、補助金の精算払いを受けることができる。

（補助金の交付の取消し）

第13条　中央会会長は、組合が補助金を他の用途に流用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2　前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3　中央会会長は、補助金の交付の取消しをした場合は、その旨を組合に対し、すみやかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　組合は、第13条の規定により取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

（補助金に係る経理）

第15条　組合は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助事業の監査）

第16条　中央会会長は、補助事業の適正な執行を確保するため必要と認めるときは、組合の監査を行うことができる。

（その他）

第17条　中央会会長は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

別表

|  |
| --- |
| 補助金の対象となる経費 |
| 専門家謝金、専門家旅費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料（車借上料を含む）、賃借料（出展料を含む）、消耗品費、雑役務費 |

様式第１

平成　　年　　月　　日

群馬県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　様

住　　所

組 合 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業補助金交付申請書

組合販路開拓支援事業補助金交付規程第4条の規定により、下記の通り補助金の交付を受けたく申請します。

記

1. 補助事業の目的(テーマ等)
2. 補助金交付申請額　　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）
3. 事業計画の概要

　（１）事業類型（申請する類型に☑を付してください。いずれか１つ）

□新たな販路開拓（共同広告又は宣伝、展示会等の開催）

□販路開拓に資する各種調査・研究開発（先進地視察を含む）

　（２）事業の必要性、背景

　（３）事業の具体的内容、実施方法等

1. 経費明細表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 費　　目 | 補助金額  （税抜き） | 自己負担額  （税抜き） | 補助事業に要する経費(税抜き) | 積算基礎  （税抜き） |
| ○○○○費  ○○○○費  ○○○○費 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  | － |

　　［積算基礎］　想定される費用について単価等を具体的に記載。

様式第２

群中発第　　　　 号

平成　 年　 月　 日

組 合 名

代 表 者　　　　　　　　　　様

群馬県中小企業団体中央会

会　長　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった上記補助金については、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第５条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１．交付対象事業　　補助金の交付対象となる事業は、平成　　年　　月　　日付け組合販路開拓支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。

２．交付決定額　　金　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３．交付条件

（１）　組合販路開拓支援事業補助金交付規程第７条ただし書に規定する補助事業の内容変更のうち軽微な変更とは、テーマ又は実施方法の変更以外のものをいう。

（２）　補助事業実施にあたっては、組合販路開拓支援事業補助金交付規程に従うこと。

様式第３

平成　　年　　月　　日

群馬県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　様

住　　所

組 合 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業補助金に係る内容変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け、群中発第　　　号をもって交付決定がなされた上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第７条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

様式第４

平成　　年　　月　　日

群馬県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　様

住　　所

組 合 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業の中止（又は廃止）の承認申請書

平成　　年　　月　　日付け、群中発第　　　号をもって交付決定がなされた上記補助事業を下記の通り中止（又は廃止）したいので、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第８条の規定により申請します。

記

1. 中止の期間
2. 中止の理由

　（　又は　）

1. 廃止の理由

様式第５

平成　　年　　月　　日

群馬県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　様

住　　所

組 合 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業事故報告書

平成　　年　　月　　日付け、群中発第　　　号をもって交付決定がなされた上記補助事業について、下記の通り事故があったので、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第９条の規定により報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事業に要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置

　（注）　事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第６

平成　　年　　月　　日

群馬県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　様

住　　所

組 合 名

　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業実績報告書

上記補助事業を完了したので、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおりその実績を報告します。

記

１．交付決定　　　平成　　年　　月　　日付け、群中発第　　　号

２．交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３．補助事業に要した経費　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

４．補助金の額　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

５．事業の内容

　（１）実施事業の概要

　　　　事業の目的（テーマ等）：

　　　（新たな販路開拓、販路開拓に資する各種調査・研究開発の事業のうち、実施した内容について具体的に記載）

　（２）経費明細表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 費　　目 | 補助金額  （税抜き） | 自己負担額  （税抜き） | 補助事業に要した経費(税抜き) | 積算基礎  （税抜き） |
| ○○○○費  ○○○○費  ○○○○費 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  | － |

請求書、納品書、領収書等のコピー並びに成果物のコピー、事業実施時の写真等を添付。

様式第７

群中発第　　　　 号

平成　 年　 月　 日

組 合 名

代 表 者　　　　　　　　　　様

群馬県中小企業団体中央会

会　長　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度組合販路開拓支援事業補助金額確定通知書

　平成　　年　　月　　日付けをもって報告のあった標記の件について、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

１．交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　円（税抜き）

２．補助事業に要した経費　　　　金　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３．補助金確定額　　　　金　　　　　　　　　　　円（税抜き）

４．精算額　　　　金　　　　　　　　　　　円（税抜き）

様式第８

平成　　年　　月　　日

群馬県中小企業団体中央会

会長　　　　　　　　　　様

住　　所

組 合 名

代 表 者

平成　　年度組合販路開拓支援事業補助金精算払請求書

平成　　年　　月　　日付け、群中発第　　　号をもって額の確定がなされた上記補助金について、組合販路開拓支援事業補助金交付規程第12条の規定により、下記金額の精算払いを請求します。

記

1. 交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

２．補助金確定額　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３．精算払請求額　　　金　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

４．送金口座

名　　　義

(フリガナ)

金融機関名

支　店　名

預金種別

口座番号